

## 政治倫理審査会委員の決定について

現任委員の任期満了（H30.3.1～R2.229）に伴い、下記のとおり政治倫理審査会委員を決定・委嘱してよろしいか伺います。

●政治倫理及び資産等報告書等の審査に関し専門的知識を有する者：専門委員3名				
(氏名)	(期別)	(性別)	(職業)	(勤務先)
貝塚 聡 <small>かいつか あきら</small>	新任	男性	弁護士	取手
栗屋 祐子 <small>くりや ゆうこ</small>	新任	女性	司法書士	新町
高久 匡志 <small>たかく ただし</small>	再任(2)	男性	税理士	宮和田
●地方自治法第18条に規定する選挙権を有する市民で公募に応じた者：公募委員3名				
(氏名)	(期別)	(性別)	(年齢)	(住所)
大森 正子 <small>おおもり まさこ</small>	再任(1)	女性	■	■
張貝 正美 <small>はりがい まさよし</small>	再任(1)	男性	■	■
間宮 恂 <small>まみや まこと</small>	再任(1)	男性	■	■

(任期：令和2年3月1日から令和4年2月28日まで)

### <選出過程について>

1. 専門委員については、特に審査会運営方法への理解が重要であることから、経験豊富な現任者3名再任を依頼したところ、1名（税理士）から再任のご承諾をいただいた。また、他2名（弁護士、司法書士）の委員とともに、3名の委員について、各々の茨城県の上部登録機関へ推薦依頼を送付したところ、上記委員の推薦をいただいた。

2. 公募委員については、「広報とりで」、取手市ホームページにおいて募集したところ、7名の応募があった。取手市政治倫理審査会公募委員選考委員会設置要綱に基づき、政策推進部長、広報広聴課長、および市長が指名した政策推進部次長・総務課長の計4名で構成する「取手市政治倫理審査会公募委員選定委員会」にて、令和元年12月25日、令和2年1月9日の2回にわたり、会議を開き、提出された応募資料等を鑑みて、応募者7名の中からふさわしいと思われる3名が選考された。当該選考の結果については、令和2年1月9日付で市長宛て選定委員長名の書面にて報告されている。

### <今後の流れ>

1. 決裁完了後、直ちに応募者へ可否の連絡通知（別添①・②）と専門委員への委嘱通知（別添③）を送付する。（新規専門委員へ条例と施行規則は、配布済み。）
2. 来年度第1回取手市政治倫理審査会の資料を委員へ持参時に、新規専門委員へ主要業務の説明をする。
3. 6月下旬（予定）頃に、令和2年度第1回取手市政治倫理審査会を開催。併せて委嘱

状を交付する。(会議は、4月下旬ごろに日程調整。なお、それまでに条例第14条に基づ  
く審査請求が行われた場合は、この限りではない。)